

# 平成25年度 酒田市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成23年度の人件費率
平成 24年度	人 110,039	千円 48,954,396	千円 1,621,362	千円 6,782,558	% 13.9	% 13.7

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
平成 24年度	人 757	千円 3,031,219	千円 339,773	千円 1,054,613	千円 4,425,605	千円 5,846	千円 6,147

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。（平成24年度は実績なし）

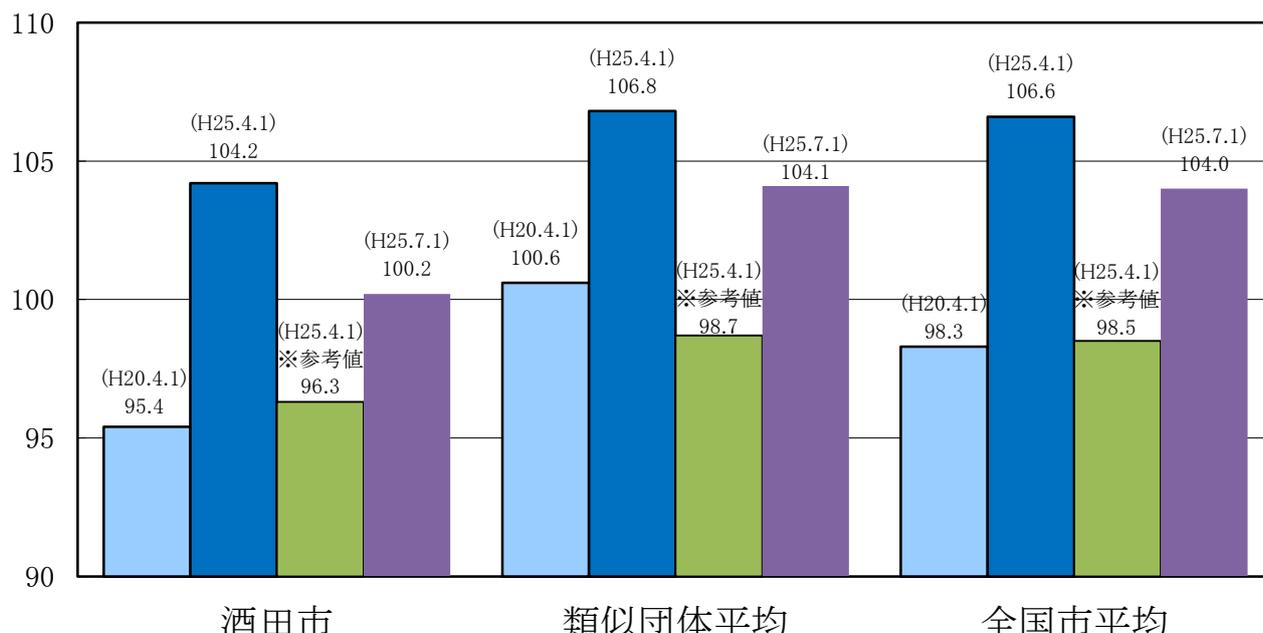
### (3) 特記事項

- 平成17年11月1日に新設合併（旧酒田市、旧八幡町、旧松山町及び旧平田町の一市三町の合併）
- 55歳超管理職の給与支給額1.5%カット 【平成22年12月1日から適用】

#### (給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由	
実施（平成25年7月1日～平成26年3月31日）		
抑制済又は減額措置の内容		
(給料) 一般職		
給料表	職務の級	減額率
行政職給料表	2級以下	2.74%
	3級から5級まで	3.74%
	6級以上	4.74%
医療職給料表(1)	1級	2.74%
	2級	3.74%
	3級以上	4.74%
医療職給料表(2)	2級以下	2.74%
	3級から5級まで	3.74%
	6級以上	4.74%
医療職給料表(3)	2級以下	2.74%
	3級及び4級	3.74%
	5級以上	4.74%
技能労務職給料表	2級以下	2.74%
	3級	3.74%
・H25.4.1現在ラスパイレス指数（カッコ内は参考値） 104.2（96.3） ・給与減額後（H25.7.1現在）ラスパイレス指数 100.2 （手当）（その他）なし		

#### (4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公務員の一般行政職の給与月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表(一)適用職員の棒給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与・臨時改定特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成25年4月1日現在)

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
酒田市	43.8 歳	330,800 円	372,200 円	349,600 円
山形県	44.2 歳	347,700 円	429,300 円	374,500 円
国	43.1 歳	307,220(332,446) 円	—	376,257(405,463) 円
類似団体	42.9 歳	328,616 円	404,345 円	369,734 円

#### ② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
酒田市	50.3歳	102人	342,000円	366,700円	355,600円	—	—	—	—
うち学校給食員	49.2歳	25人	336,600円	353,700円	344,800円	調理士	42.2歳	211,800円	1.67
うち用務員	50.3歳	36人	341,200円	368,300円	360,500円	用務員	53.7歳	202,700円	1.82
うち自動車運転手	48.5歳	19人	335,900円	375,900円	352,500円	自家用乗用自動車 運転手	52.4歳	247,800円	1.52
うちその他	50.7歳	22人	354,700円	371,100円	362,600円	—	—	—	—
山形県	45.6歳	538人	331,000円	369,600円	351,400円	—	—	—	—
国	49.9歳	3,272人	272,119円	—	309,534円	—	—	—	—
類似団体	48.8歳	64人	326,635円	371,948円	354,302円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
酒田市	5,854,900円	—	—
うち学校給食員	5,636,800円	2,879,600円	1.96
うち用務員	5,879,900円	2,809,400円	2.09
うち自動車運転手	6,000,900円	3,512,800円	1.71
うちその他	5,937,700円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22～24年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で再計算している。  
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

## (2) 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		酒 田 市	山 形 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円	163,987 (172,200) 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	135,600 円	—
	中 学 卒	121,600 円	125,400 円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	260,700 円	352,475 円	376,600 円	397,981 円
	高 校 卒	218,400 円	301,229 円	327,967 円	368,050 円
技能労務職	高 校 卒	-	264,900 円	303,600 円	349,600 円

(参考：山形県)

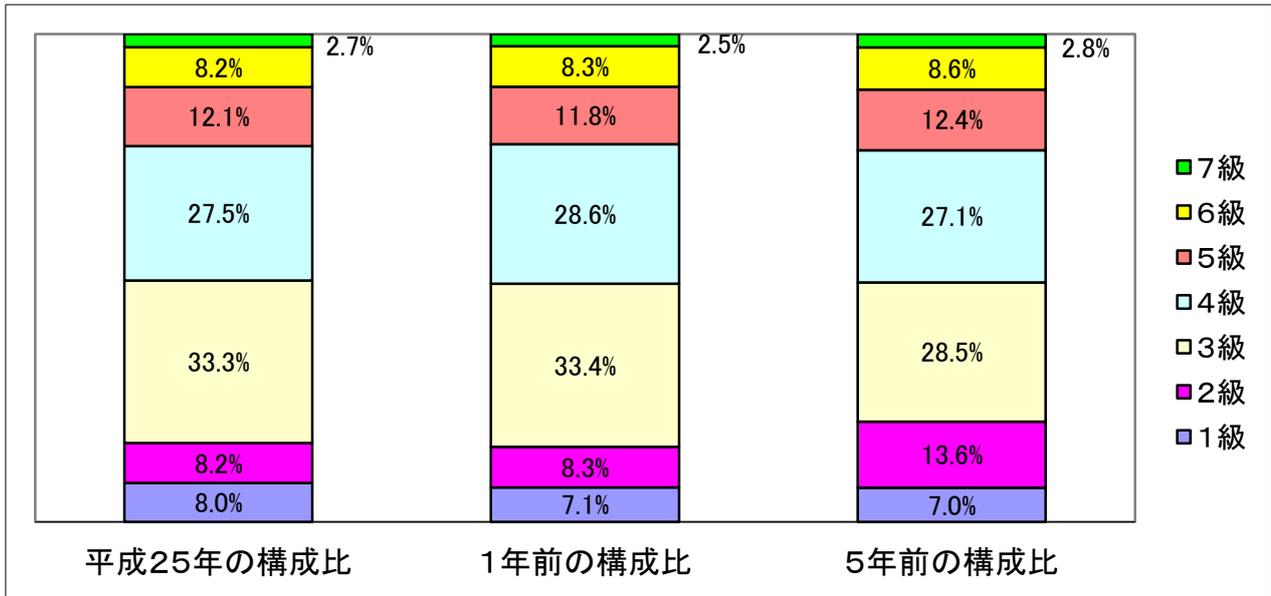
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	265,179 円	365,031 円	390,311 円	418,540 円
	高 校 卒	220,112 円	310,532 円	364,959 円	383,544 円
技能労務職	高 校 卒	-	309,973 円	332,379 円	348,713 円

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成25年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	45 人	8.0 %	135,600 円	243,700 円
2 級	主事、技師	46 人	8.2 %	185,800 円	309,200 円
3 級	係長、調整主任、主任	187 人	33.3 %	222,900 円	356,400 円
4 級	主査、係長、調整主任	155 人	27.5 %	261,900 円	390,100 円
5 級	課長補佐、主査	68 人	12.1 %	289,200 円	402,500 円
6 級	課長、主幹	46 人	8.2 %	320,600 円	424,600 円
7 級	部長、支所長	15 人	2.7 %	366,200 円	458,400 円

- (注) 1 酒田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況（市長部局の一般行政職）

- ・毎年1月1日現在において、各職員の前1年間の勤務成績を判定し、昇給の号給数を決定している。
- ・今後、勤務実績を昇給へ反映し得る仕組み作りに取り組んでいく。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

酒田市	山形県	国
1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,365 千円	1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,531 千円	—
(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.20 月分 ( 0.60 )月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 ( 1.40 )月分 勤勉手当 1.20 月分 ( 0.60 )月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（市長部局の一般行政職）

- ・基準日前6箇月における勤務成績に応じ、成績率に差を設けて手当額を決定している。
- ・平成18年度から、能力・業績に基づく人事評価の試行を行っており、今後本格実施に向けて勤勉手当へ勤務実績をより反映し得る仕組み作りに取り組んでいく。

(2) 退職手当（平成25年4月1日現在）

酒田市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 22.325 月分 勤続25年 31.825 月分 勤続35年 45.125 月分 最高限度額 54.150 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) 自己都合 勤続20年 27.90625 月分 勤続25年 37.7625 月分 勤続35年 54.1500 月分 最高限度額 54.1500 月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03 月分 勤続25年 32.83 月分 勤続35年 46.55 月分 最高限度額 55.86 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) 自己都合 勤続20年 28.7875 月分 勤続25年 38.955 月分 勤続35年 55.86 月分 最高限度額 55.86 月分
1人当たり平均支給額 5,193 千円	25,212 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員（教育職除く）に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成25年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)		2,572 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)		514,345 円	
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	2 人	18 %
医師	15 %	3 人	15 %

(4) 特殊勤務手当 (平成25年4月1日現在)

支給実績(平成24年度普通会計決算)		1,453 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度普通会計決算)		1,932 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		10.1 %		
手当の種類(手当数)		16		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(24年度決算)	左記職員に対する支給単価
収納外勤手当	納税課、介護保険課、子育て支援課、建築課、下水道課及び各総合支所市民福祉課職員	市税・介護保険料・保育費用・市営住宅家賃・下水道事業受益者負担金等の外勤徴収	46千円	日額 100円
税務手当	納税課職員	税の滞納処分	216千円	1件 400円
用地交渉手当	土木課職員	用地の取得及びこれらに伴う補償に関し、現地における特に困難な交渉業務	61千円	日額 650円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	福祉課職員	行旅病人又は行旅死亡人の取扱作業	12千円	行旅病人 1件 1,300円 行旅死亡人 1件 4,000円
福祉業務手当	福祉課、介護保険課及び子育て支援課職員	健康福祉部等に勤務する現業職員、外勤の医療担当職員及び査察指導員業務	841千円	日額 150円
防疫手当	感染症の防疫作業従事職員	感染症の患者若しくは疑いのある患者の輸送等	0千円	日額 450円
家畜等屍体処理手当	環境衛生課及び土木課職員	家畜等屍体の処理作業	36千円	小動物 1回 180円 その他 日額 1,500円
医務手当	松山診療所医師	医師業務	5,520千円	月額 475,000円以内
医師特別手当	八幡病院医師	医師業務	10,500千円	月額 175,000円～350,000円
医師研究手当	八幡病院医師	医師業務	6,480千円	医師免許取得後3年以上 月額 180,000円 その他 月額 130,000円
危険作業手当	右記業務従事職員	地上、地下10m以上の足場の不安定な危険な個所等における工事監督及び検査等業務	0千円	日額 350円
夜間看護手当	八幡病院助産師、看護師及び准看護師	深夜における看護等業務	5,258千円	2時間未満 2,000円 2時間以上4時間未満 2,900円 4時間以上 3,300円 ほか通勤距離に応じ1回380円～1,140円
食料手当	定期航路事業所船員	定期船乗船業務	455千円	1食 450円
収集業務手当	環境衛生課職員	し尿又はごみ収集業務	1千円	日額 300円

清掃業務手当	土木課職員	下水溝清掃業務	17千円	日額 300円
特殊自動車業務手当	土木課及び平田総合支所建設産業課職員	特殊自動車(ブルータ、グレーダー及び振動ローラー)運転業務	98千円	日額 270円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成24年度普通会計決算)	144,142 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度普通会計決算)	192 千円
支給実績(平成23年度普通会計決算)	139,781 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度普通会計決算)	184 千円

(6) その他の手当 (平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度普通会計決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円、一般の扶養親族1人につき 6,500円(職員に配偶者がいない場合、うち1人のみ11,000円) 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき 5,000円加算	同じ		79,701 千円	211,971 円
住居手当	借家・借間に居住する職員に支給 限度額 27,000円	同じ		24,303 千円	292,807 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ○交通機関等の利用者 6箇月定期券等の価額により一括支給 ただし、1箇月当たり55,000円が支給限度額 ○自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額(2,500円～19,200円)を毎月支給	異なる	自動車等の交通用具使用者の距離区分及び支給限度額(国は5kmごとに設定し(酒田市は2kmごと)、支給限度額 24,500円(酒田市は19,200円))	38,330 千円	68,815 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して職務の級及び職の区分に応じて定額化された額を手当として支給 代表的な職務区分(行政職) 部長、支所長 66,400円 課長、主幹 41,600円	同じ		33,063 千円	560,390 円
初任給調整手当	医師のうち採用による欠員補充が困難と認められる職員に支給 採用の日からの期間に応じて、410,900円以内の額	同じ		0 千円	0 円

特勤手当	飛島地区に勤務する職員に支給 (飛島地区に勤務することとなった日の給料+扶養手当)の月額×1/2+現に受ける(給料+扶養手当)の月額×1/2}×16/100	同じ		1,492 千円	746,000 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		3,127 千円	347,444 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～午前5時)に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,200円 (病院医師20,000円、医師以外の病院職員5,900円) 勤務時間が5時間未満の場合は、2分の1の額	同じ		13 千円	4,333 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長 7,500円 課長 4,000円	異なる	管理職員の区分等に 応じて支給 6,000円～18,000円 6時間を超える勤務は5割増	0 千円	0 円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じ月額23,000円～68,000円	同じ		1,116 千円	372,000 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において支給地域に在勤する職員に支給(平成24年度は、山形市及び寒河江市が該当) 世帯等の区分に応じ月額7,360円～17,800円	同じ		102 千円	51,000 円

## 5 特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等			
給 料	市 長	940,000 円 ( — 円 )	(参考)類似団体における最高/最低額		
			1,063,000 円	462,500 円	
議 員 報 酬	副 市 長	750,000 円 ( — 円 )	876,000 円	481,000 円	
	議 長	535,000 円 ( — 円 )	760,000 円	420,100 円	
議 員 報 酬	副 議 長	480,000 円 ( — 円 )	670,000 円	366,600 円	
	議 員	450,000 円 ( — 円 )	620,000 円	338,800 円	
		( — 円 )			

期末手当	市長 副市長	(平成24年度支給割合) 2.85	月分
	議長 副議長 議員	(平成24年度支給割合) 2.85	月分
退職手当	市長	(算定方式) 940,000円×在職月数×0.6	(1期の手当額) 27,072,000円
	副市長	750,000円×在職月数×0.35	12,600,000円
	備考		(支給時期) 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

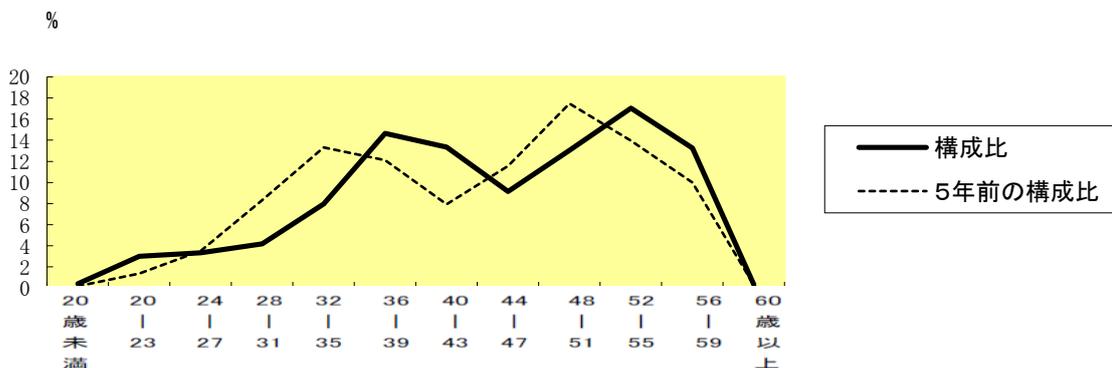
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
	平成24年	平成25年			
普通会計部門	議会	10	10	0	
	総務	207	206	△1	
	税務	56	56	0	
	労働	3	3	0	
	農林水産	54	53	△1	
	商工	29	32	3	産業振興対応
	土木	79	78	△1	
	民生	150	144	△6	支所業務見直しなど
	衛生	46	45	△1	
	計	634	627	△7	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.98 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 47.15 人)
教育部門	124	122	△2	小学校統合	
小計	758	749	△9	<参考> 人口1万人当たり職員数 68.07 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 64.30 人)	
公営企業等 会計部門	病院	52	50	△2	
	水道	53	50	△3	事務の見直し
	下水道	30	29	△1	
	交通	9	9	0	
	その他	41	41	0	
	小計	185	179	△6	
合計	943 [ 1,234 ]	928 [ 1,234 ]	△15 [ 0 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 84.33 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を含む)  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (平成25年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	6人	28人	31人	39人	74人	136人	124人	85人	121人	158人	123人	3人	928人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	656	664	657	652	634	627	△ 29 (△ 4.4)
教育	216	177	161	153	124	122	△ 94 (△ 43.5)
公営企業等会計	210	208	203	185	185	179	△ 31 (△ 14.8)
計	1,082	1,049	1,021	990	943	928	△ 154 (△ 14.2)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成23年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 24年度	3,194,710	148,217	280,476	8.8	9.2

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成 24年度	46	195,309	16,548	68,619	280,476	6,097

(参考) 全国市町村平均 1人当たり給与費
千円 6,443

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

3 資本勘定支弁職員に係る職員給与費21,964千円を含まない。

##### イ 特記事項

・平成17年11月1日に新設合併（旧酒田市、旧八幡町、旧松山町及び旧平田町の一市三町の合併）

・55歳超管理職の給与支給額1.5%カット

【平成22年12月1日から適用】

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成25年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
酒田市	44.4 歳	348,771 円	485,572 円
団体平均	45.6 歳	362,100 円	535,892 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

酒田市（水道事業）		酒田市（一般職員）	
1人当たり平均支給額(平成24年度)		1人当たり平均支給額(平成24年度)	
1,393 千円		1,389 千円	
(平成24年度支給割合)		(平成24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.20 月分	2.60 月分	1.20 月分
( 1.45 ) 月分	( 0.60 ) 月分	( 1.45 ) 月分	( 0.60 ) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成25年4月1日現在）

酒田市(水道事業)			酒田市（一般職員）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	22.325 月分	27.90625 月分	勤続20年	22.325 月分	27.90625 月分
勤続25年	31.825 月分	37.7625 月分	勤続25年	31.825 月分	37.7625 月分
勤続35年	45.125 月分	54.1500 月分	勤続35年	45.125 月分	54.1500 月分
最高限度額	54.150 月分	54.1500 月分	最高限度額	54.150 月分	54.1500 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	自己都合	勸奨・定年	1人当たり平均支給額	自己都合	勸奨・定年
	0 千円	24,587 千円		5,193 千円	25,212 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成25年4月1日現在）

制度なし

エ 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

具体的な支給手当はなし

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成24年度決算)	6,984 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	137 千円
支給実績(平成23年度決算)	8,323 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	160 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円、一般の扶養親族1人につき 6,500円(職員に配偶者がない場合、うち1人のみ11,000円) 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき 5,000円加算	同じ	—	6,814 千円	189,278 円
住居手当	借家・借間に居住する職員に支給 限度額 27,000円	同じ	—	1,509 千円	301,800 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ○交通機関等の利用者 6箇月定期券等の価額により一括支給ただし、1箇月当たり55,000円が支給限度額 ○自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額(2,500円～19,200円)を毎月支給	同じ	—	1,657 千円	57,140 円
管理職手当	職務の級及び職の区分に応じて定額化された額を手当として支給 部長 66,400円 課長 41,600円	同じ	—	1,284 千円	642,024 円
特勤手当	飛鳥地区に勤務する職員に支給 {(飛鳥地区に勤務することとなった日の給料+扶養手当)の月額×1/2+現に受ける(給料+扶養手当)の月額×1/2}×16/100	同じ	—	0 千円	0 円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10:00-午前5:00)に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—	0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,200円 勤務時間が5時間未満の場合は、2分の1の額	同じ	—	0 千円	0 円
管理職員 特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長 7,500円 課長 4,000円	同じ	—	0 千円	0 円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じ月額 23,000円～68,000円	同じ	—	0 千円	0 円